

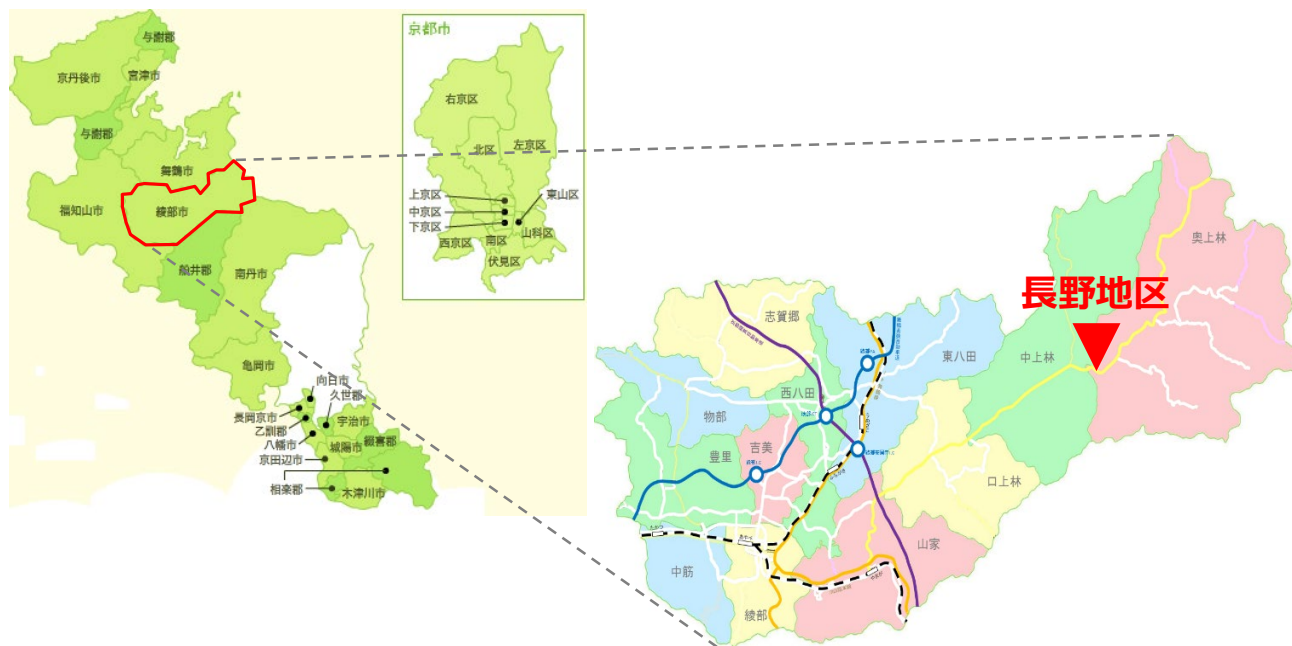
ケーススタディ②
京都府綾部市における検討状況

令和3年6月

綾部市の概要

- 綾部市には、約2万6千haの森林があり、その98%が民有林である。
- 人工林は約1万2千haあり、そのうち、約6割に相当する7千haにおいて、過去10年間に手入れが行われておらず、所有者等による手入れの予定もないとされている。
- そのような中、地域の関係者で構成する協議会で、「意向調査実施計画」を定めつつ、**長野地区をモデル地区**として、森林経営管理制度に係る一連の取組を実施している。

■ 綾部市及び長野地区の位置

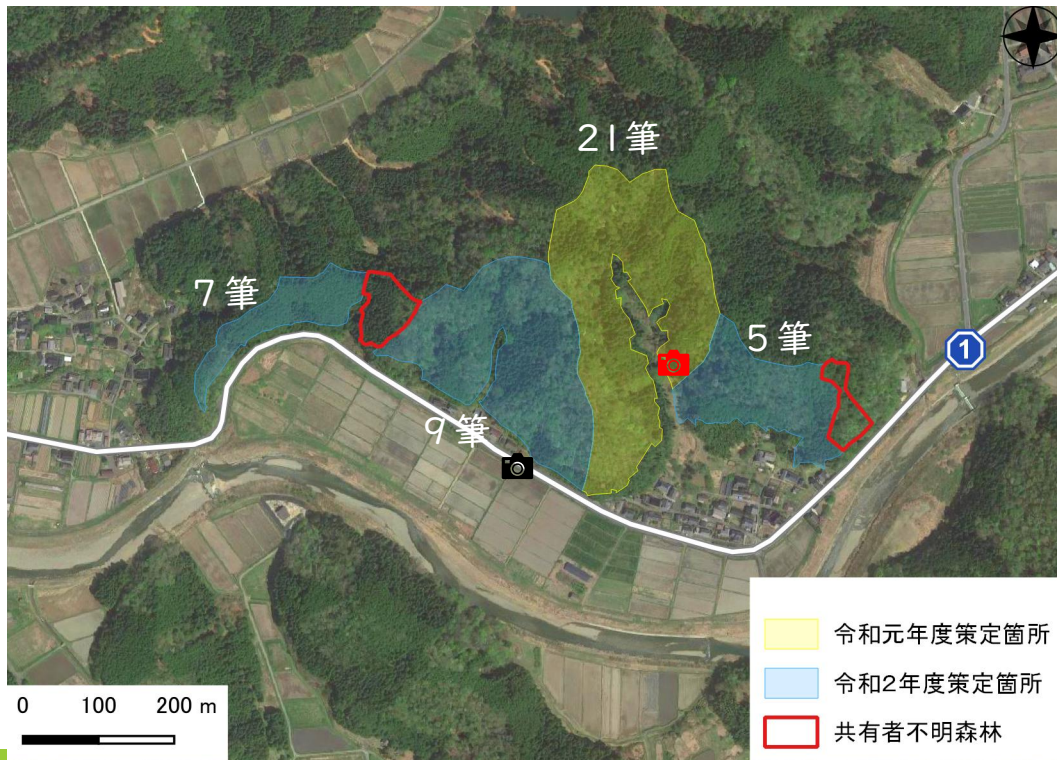


■ 長野地区をモデルとした理由

- **10年以上**わたって手入れがされていないが、境界明確化が行われており、モデルケースとして取組が進めやすい
- 森林経営管理制度が施行されるにあたって実施した、**自治会**向けのアンケートにおいて、**協力的**な印象
- **集落**や**府道1号線**（幹線道）に接しており、手入れの優先度が高い

長野地区における取組状況

- 令和元年度に意向調査を実施した後、在村者など同意取得をスムーズに行えた森林から、**経営管理権集積計画を先行して策定**。令和2年度には間伐事業（切捨て間伐）を実施。
- 併せて、所有者の所在が分からない森林については、市が嘱託する土地家屋調査士において合成公図等を作成するとともに、農林課において、住民票や戸籍謄本等を活用し所有者の探索を継続し、合意形成に取り組んできたところ。
- なお**所有者が不明である森林を除き、令和3年4月に、地域一体で経営管理権集積計画を策定**。



📍
森林の際まで住家があり、災害リスクの低減しつつ、明るく見通しのよい森林としたい。



👍
手入れが足らず、植栽木が込み合っている。下層には広葉樹もあり、間伐をすることで、里山景観としてもよくなるのではないかと。

共有者不明森林への対応状況

- 町制度が施行された明治期に、“集落で利用されてきた入会林”が当時の家長ら25名で登記されたものの、いわゆる表題部所有者不明土地となったものが2筆あることが判明。
- 登記名義人の住所が小字までしか記録されておらず、住民票等を取得しようにも、地番情報に欠けるため、共有者の一部の探索が困難な状況。
- 集落の住民で登記されていることを鑑み、周囲の地番情報から推定しながら登記名義人の特定を試みるも、登記名義人25名のうち、4名はその後の相続人等を探ることが困難。
- 入会権があるとも言えない、途中で集落を離れた者の相続人の探索も行うとともに、出生からの全ての戸籍等を取得し、非嫡出子の有無も把握。
- 森林経営管理法及びその政省令で定められた通り、住民票や戸籍等の公的情報から把握できる範囲については探索し尽くしたと考えており、特例制度を活用したいと考えている。
- なお、当該集落に居住する現所有者をはじめ、集落の総意として、早急な手入りに期待されている。



共有者不明森林は59年生のスギ人工林など。

立木密度が1,400本/haといった過密状態にあり、樹高にも伸びがないなど、59年生のわりには樹勢がよろしくない。

市が行いたい経営管理の内容

- 傾斜が40度近くになる森林もあり、集落の道も狭く、林業機械のアクセスポイントも限定的であることから、販売利益を見込んだ搬出間伐は困難であると判断。
- 所有者としても必ずしも収益性を期待しているわけではなく、市が代わって管理してくれるならそれで充分との考えが多いことから、周囲では切捨て間伐を前提として、経営管理権集積計画の同意取得を進めてきたところ。

■ 周囲で定めた経営管理権集積計画の概要

事項	内容
存続期間	5年間
実施する経営管理の内容	間伐を1回、年1回の見回り
費用負担	市町村が全額負担
利益還元	収益を上げる間伐を実施しないため、利益の還元はしない

■ 共有者不明森林で定めようとする経営管理権の内容

内容
5年間
間伐を1回、年1回の見回り
市町村が全額負担 (小口での事業発注のため、経費負担増が見込まれる)
収益を上げる間伐を実施しないため、利益の還元はしない

検討委員会でご議論いただきたい事項

- 市としては、森林経営管理法及び政省令に定める方法により、適切な探索を行ったと考えているが、どこまで探索をすれば十分とされるか不安がないわけではない。今回のケースでは、登記名義人の住所が小字までしか登記されておらず、住民票等を取得することも困難な共有者がいた。しかし、**推定される地番情報から住民票等の取得を試みるなど、より丁寧な対応を図ったと考えている**が、探索の仕方についてご意見はあるか。
- 市には集落が200以上あり、このような入会林を由来とする共有者不明森林が多数存在することが想像されるが、登記官が不明所有者を探索する「表題部不明所有者土地法」については、建設部局の案件対応で手がいっぱいであり、農林課自ら対応せざるを得ない。市には、手入れ不足と考えられる人工林が約7千haに及ぶが、**今回の地区16haに対して掛けた約20週の探索時間（登記名義人45名に対して、戸籍謄本等の取得数785通、確知した相続人184名に及ぶ。）**を他の集落でも同様に対応しては、手入れ不足の森林の解消に時間を有してしまう。**探索の範囲の合理化**として検討できる余地はないか。
- 今回のケースについて、事前に施業履歴を確認するなどして優先順位を付けた箇所について、現地調査なども経つつ、対応方針を検討したところ。**市が管理を優先したい理由が明確**であるとともに、利害関係もある集落の**住民の意向も踏まえた対応**でもあることから、特例制度を活用するに十分な背景事情があると考えられるが、ご意見はあるか。